

幼保連携型認定こども園かさぎ運営規程

(事業所の名称等)

第1条 社会福祉法人笠木福祉会が設置するこの保育園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 幼保連携型認定こども園かさぎ
- (2) 所在地 曾於市大隅町中之内4674-2

(施設の目的及び運営方針)

第2条 幼保連携型認定こども園かさぎ（以下「当園」という。）は、保育・教育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育・教育を提供することを目的とする。

2 当園は、保育・教育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。

3 当園は、保育・教育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。

4 当園は、園児の属する家庭や地域との結びつきを重視した運営を行うとともにその支援を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

5 当園は、児童福祉法、子ども子育て支援法、その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(利用定員)

第3条 当園の利用定員は、次のとおり定める。

- (1) 保育を必要とする満3歳未満の子ども 9人
- (2) 保育を必要とする満3歳以上の子ども 21人
- (3) 保育を必要とする子ども以外の子ども（満3歳以上） 15人

(提供する保育等の内容)

第4条 当園は、児童福祉法、子ども子育て支援法、その他関係法令等を遵守し保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に基づき、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供する。

- (1) 特定教育・保育（法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）

支給認定を受けた保護者（以下「支給認定保護者」という。）に係る園児に対し、当該支給認定における保育必要量の範囲内において保育を提供する。

(2) 延長保育

やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、第7条に規定する時間の範囲内において、延長保育を提供する。

(3) 食事の提供

(4) その他保育に係る行事等

(5) 一時預かり

児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業を実施する。

(6) 地域子育て支援拠点事業

児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業を実施する。

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 当園が保育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、職員の配置については、基準条例で定める配置基準以上とする。なお、員数は入所人数により変動することがある。

(1) 園長 1名（常勤専従）

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

(3) 主幹教諭 1名以上（常勤専従）

主幹教諭は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括する。

(4) 保育教諭 4名以上

保育教諭は、保育、教育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

（子育て支援拠点事業の職員を含む）

(5) 栄養士 1名以上

栄養士は、給食業務の総括を行う。

(6) 調理員 2名以上

調理員は、給食業務に従事する。

(6) 嘱託医 1名

嘱託医は、児童の健康管理業務を行う。

(7) 歯科嘱託医 1名

歯科嘱託医は、児童の健康管理業務を行う

- (8) 嘱託薬剤師 1名
嘱託薬剤師は、児童の健康管理業務を行う
- (9) 事務員 1名以上
事務員は、財務業務及びそれに類する業務に従事する
- (10) 雇用員 1名以上
保育の補助、その他保育に必要な業務を行う

(保育・教育を提供する日)

第6条 2号、3号認定の保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び日曜、祝祭日を除く。

- 2 1号認定の保育を提供する日は、月曜日から金曜日までとする。（土曜日は預かり保育を提供）ただし、祝祭日、年末年始を除く。
- 3 前項の規定に関わらず、災害、伝染病、その他これに類するやむを得ない事情があるときは、必要最小限の期間、休園する。

(保育・教育を提供する時間)

第7条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

- 1 保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）
7時から18時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。
なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時から19時までの範囲内で、延長保育を提供する。
- 2 保育短時間認定に係る保育時間（8時間）
8時から16時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。
なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時まで又は16時から19時までの範囲内で、延長保育を提供する。
- 3 教育標準時間（6時間）
9時から15時までの範囲内で保護者が教育を必要とする時間とする。
なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から9時まで又は15時から18時までの範囲内で、預かり保育を提供する。
また、18時から19時は延長保育とする。
- 4 前各項の規定に関わらず、保育時間中、子どもの急病、事故、災害、その他やむを得ない理由、園行事（卒園式、入園式等）、年度末、年度始めの準備、職員研修においては、必要に応じて保育時間を短縮することができる。

(利用者負担その他の費用の種類)

第8条 1号支給認定保護者は、支給認定保護者の居住する市町村が定める基本保育料を、当園へ支払うものとする。

2 2号、3号支給認定保護者は、支給認定保護者の居住する市町村が定める基本保育料を、その居住する市町村へ支払うものとする。

3 前各項に定めるもののほか、別表に掲げる当園の保育において提供する便宜の要する費用については、支給認定保護者より実費の負担を受ける。

(利用の開始に関する事項)

第9条 当園は、市町村から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第10条 当園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

- (1) 園児が小学校に就学したとき。
- (2) 各号認定子どもの支給認定保護者が法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) 支給認定保護者から、こども園利用の取消の申出があったとき。
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難（保育料未納等）が生じたとき。

(緊急時における対応方法)

第11条 当園の職員は、保育・教育の提供を行っているときに、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに囑託医又は園児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 保育・教育の提供により事故が発生した場合は、市及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 当園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 園児に対する保育・教育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施する。その他、風水害、不審者対策も年間計画に入れて行う。

(虐待の防止のための措置)

第13条 当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(秘密の保持)

第14条 当園の職員は、業務上知り得た利用子ども及び支給認定保護者の秘密を保持する。

- 2 地域子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持する。
- 3 連携施設を利用する子ども及びその家族の秘密を保持する。
- 4 職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

(苦情対応)

第15条 当園は、支給認定保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、支給認定保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な設置を講ずる。

- 2 苦情を受け付けた際には、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。
- 3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

(安全対策と事故防止)

第16条 当園は、安全かつ適切に、質の高い保育・教育を提供するために、危機管理マニュアルを策定し、適切な対応に努める。

- 2 毎月2回、園庭の遊具・室内点検を実施し、安全対策を行う。
- 3 当園は、アレルギーをもつ子どもにおいては、医師に「保育所におけるアレルギー疾患生活管理表」を提出してもらい、除去食等で対応を行う。ただし、未提出の場合は、子どもの命の危険性があるため給食の提供を拒むことができる。

(健康管理・衛生管理)

第17条 当園では、子どもに対して利用開始時の健康診断及び少なくとも年2回の定期健康診断及び歯科検診を行う。

- 2 当園は、感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

(記録の整備)

第18条 当園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を作成・整備し、その完結の日

からそれぞれの記録に応じて定める期間保存するものとする。

- | | |
|-------------------------------|---------------------|
| (1) 保育の実施に当たっての計画 | 5年間保存 |
| (2) 提供した保育に係る提供記録 | 5年間保存 |
| (3) 市町村への通知に係る記録 | 5年間保存 |
| (4) 支給認定保護者等からの苦情の内容等の記録 | 5年間保存 |
| (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | 5年間保存 |
| (6) 保育所児童保育要録 | 当該児童が小学校を卒業するまでの間保存 |

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年9月に改正し10月1日から施行する。

この規定は、令和3年4月に改正し4月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月に改正し4月1日から施行する。

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的
子どもに係る給食費 (1号、2号)	主食費700円(1号、2号)
傷害共済掛け金	日本スポーツ振興センター共済掛金
布団消毒	年1回
人形劇	観劇料金*年2回

※金額については、支給認定保護者に行う預り金、延長保育料金は別表に記載することとする。なお、金額が決まっていない場合については、保護者に文書で知らせることとする。